

〔預金商品概要説明書〕

〈通知預金〉商品概要説明書

1. 商 品 名	通知預金
2. 販 売 対 象	法人および個人の方
3. 期 間	期間の定めはありません。ただし預入日から7日間の据置期間が必要です。
4. 預 入	
預 入 方 法	一括預入
預 入 金 額	1万円以上
預 入 単 位	1円単位
5. 払 戻 方 法	据置期間経過後は随時解約（一括払戻し）できます。 （解約にあたっては解約する日の2日前までに通知が必要です。）
6. 利 息	
適 用 金 利	●固定金利 預入日の店頭表示の利率を適用します。
利 払 方 法	解約時（払戻時）に一括してお支払いします。
計 算 方 法	付利単位を1,000円とし、1年を365日とする日割計算
7. 税 金	●個人の方のお利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追徴課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ●法人は総合課税となります。
8. 手 数 料	—
9. 付 加 可 能 な 特 約 事 項	●マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠（最高350万円）まで非課税でご利用いただけます。
10. 中 途 解 約 時 の 取 扱 い	据置期間内に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。
11. 金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭に表示する金利ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	● <u>苦情処理措置</u> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部コンプライアンスグループにお申出ください。 （9時～17時、フリーダイヤル：0120-802-546） ● <u>紛争解決措置</u> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営管理部コンプライアンスグループまたは全国しきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同

〔預金商品概要説明書〕

	で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部コンプライアンスグループもしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">●この預金は「通知預金規定」によりお取扱いします。●本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。●預金保険の対象です。